

下松市監査委員公表第 2 号

平成 30 年 2 月 26 日

下松市監査委員 河村 堯之

下松市監査委員 内富 守

### 住民監査請求について

平成 29 年 12 月 21 日付けで提出された「下松市職員措置請求書」による住民監査請求については、別紙「住民監査請求に係る要件審査の結果」のとおり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第 1 項に規定する請求の要件を欠き不適法であるため、これを受理せず、却下することが相当であると決定した旨を平成 30 年 2 月 23 日に請求人に通知したので、公表します。

## 別紙

### 住民監査請求に係る要件審査の結果

#### 1 請求者

住 所 ●●●●●●●●

氏 名 ●●●●

住 所 ●●●●●●●●

氏 名 ●●●●

#### 2 請求書の受付日

平成29年12月21日

#### 3 本件請求の要旨

請求人から提出された平成29年12月21日付け住民監査請求（以下「本件請求」という。）の内容を要約すると、本件請求の要旨は次のとおりである。

下松市（以下「貸付人」という。）と●●●●●●●●（以下「借受人」という。）は、平成21年4月1日付けで締結した土地建物等賃貸契約書（以下「旧契約書」という。）第8条第3項に基づき、旧契約書第2条第1項の貸付期間中に、毎年借受人が貸付人に支払った整備等に要する経費（以下「整備等経費」という。）4,000,000円（年額。消費税別途。）を超えた整備等に要する経費の超過額（以下「超過額」という。）の取扱いについて、平成28年12月12日付けで新たに覚書を締結した。

この覚書に基づいて平成21年度から平成25年度の間が発生した超過額に、平成28年度の差し引き残額を充当するのは、過年度の超過額に当該年度の施設借受人修繕料負担金（以下「修繕料等負担金」という。）を充てることになる。これは貸付人に負担義務のない公金の充当であり、借受人に対する請求権の放棄であり、下松市民の利益を損なうものである。

したがって、覚書による財務処理の執行を停止させることを求める。

#### 4 監査委員の判断

法第242条第1項の規定による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合等に、当該行為等を防止し、若しくは是正し、又は当該行為によって当該地方公共団体がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを、住民が請求することが

できる制度である。

これを本件についてみると、貸付人と借受人が協議した結果、平成28年12月12日付けで覚書が締結され、旧契約書第8条第3項に基づく超過額は、2,459,107円（消費税を含む。）と確定され、貸付人と借受人それぞれに債権と債務が生じた。

併せて、平成26年4月1日付けで締結した土地建物等賃貸契約書に基づき平成28年度から平成30年度の間（以下「3年間」という。）において借受人が負担する修繕料等負担金を特定財源とした整備等経費の支出は、超過額を差し引いた範囲内で行われることとなった。

これにより発生する超過額相当額をもって3年間で借受人と貸付人は精算を行うことになる。

したがって、請求人の主張する違法又は不当な行為等及び公金の充当や請求権の放棄並びに市の損害は発生しない。

以上により、本件請求は法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断する。